

外国人の受入れに関するゼンショーグループ基本指針

1. 自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築

当社は外国人を雇用するにあたり、一人ひとりの自由な意志に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

当社は「ゼンショーグループ憲章」を制定し、当グループの全メンバーが法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範とし、「人種・宗教・民族文化が生み出す様々な対立を乗り越え、多様な価値観を包括的かつ革新的に融合させながら事業を発展させてゆく」と明記しています。これらを全社員に対し、入社時または定期的な研修を通じて周知・徹底を図っています。

2. 国籍等による差別的扱いの禁止

当社は、労働者の処遇について、国籍等による差別的な扱いはしません。

- (1) 当社は、賃金について、差別的扱いはしません。
- (2) 当社は、教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) 当社は、労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) 当社は、生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

当社は、外国人従業員専用の言語別相談窓口を開設しており、問題があった場合は所属部署と連携し解決に努めています。

3. 帯同家族への配慮

当社は、外国人労働者本人のみならず、その家族の生活環境整備にも最大限配慮します。当社は、専門の組織を設置し、入国時の書類の手続きから日常の生活までサポートしています。